

「新たな社会資本整備重点計画の骨子について」
(平成22年12月21日 社整審・交政審計画部会)

2 計画期間における重点目標

真に必要な事業であっても、厳しい財政状況の下では、「選択と集中」によって、重点的な実施を行うことが必要である。

○ 上記1の政策課題、プログラムの整理とは異なる視点(緊急性、重要性)から、計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する、以下のような「選択と集中」の基準を明示する。

- ① 今整備しないと国際競争力を著しく失するおそれのあるもの
- ② 今整備しないと将来世代に大きな負担を課すおそれのあるもの
- ③ 今整備をすることで大きな経済効果をあげるもの
- ④ 今維持管理(更新)を行わないと将来極めて危険となるおそれがあるもの

なお、上記以外に、例えば条件不利地域の自立・活性化支援に向けた事業等、緊急性とは別の観点から、必要性が考慮されるべきものもあることに留意する必要がある。

「選択と集中」の基準の再検討

東日本大震災を踏まえ、
計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する
「選択と集中」の基準として、

今整備することで大規模・広域的な災害リスクを著しく低減させるもの

を加え、現在の「骨子」に示された基準①～④を整理し、再編すべきではないか。